

フランス第三共和制における議会の予算権限とその  
改革(三)：確立期「議会中心主義」の構造・試論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小沢, 隆一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00008670">https://doi.org/10.14945/00008670</a>

# フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革 (三)

——確立期「議會中心主義」の構造・試論——

小沢隆一

## 序

一、予算議決過程にみられる「議會中心主義」

二、「議會中心主義」批判の登場

(以上三九卷二号)

三、「議會改革」論の意義——統治構造の改革——におけるその位置をめぐって

(一) ブードヌウの「議會改革」論

(以上三九卷三号)

(二) ポワンカレの「議會改革」論

(三) 小括——「議會改革」論の本質

四、「議會改革」の実際——一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂とその後

(一) 一九〇〇年以前の状況

(二) 一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革(三)

- (a) 三月一五日ベルスロの提案
  - (b) ベルスロ案の廃棄に至る経過
  - (c) 改訂規則五一条成立の経緯
  - (d) 改訂規則五一条の二成立の経緯
  - (e) 一九〇〇年代議院議院規則改訂の意義
- (三) 一九〇〇年以後の展開

(二) ポワンカレの「議會改革」論—議會改革と行政権の強化

レイモン・ポワンカレは、一八六〇年、ロレーヌ地方のミューズ県に生まれている。当時ドイツに隣接していたこの地方での一八七〇年の普仏戦争の敗北（その結果としてのアルザスとロレーヌの一部の割譲）という経験は、強烈な「愛国心」という刻印を彼の政治生活に落としたとされている。二〇歳で法学士号を修め、パリで弁護士の道に進んだ。一八八七年、地元の代議士の死亡にともなう補欠選挙で「進歩共和派」から立候補し、圧倒的な支持ののもとで当選する。<sup>(1)</sup>以後、一九〇三年まで代議院議員をつとめている。生涯で、第一次大戦をはさんで首相となること四回（その他に蔵相二回、公教育相二回）、首相在任期間は合計約五年、しかもそれは、一九一三年から二〇年にかけての共和国大統領の職務をはさんでのものである。彼の政治家としての「大物ぶり」は、単に政府在任期間が長いというだけでなく、「現職の首相から大統領」へ、そしてまた「大統領から（再び）首相の座へ」という第三共和制にあつては「異例」づくめのその経歴によって、群を抜くものとなっている。いわゆる「グレヴィ憲法」以降、大統領就任は政治家としてのリタイア

(以上本号)

を意味していたが、彼の大統領就任はその「愛国主義イデオロギー」をもって国民の対独敵愾心を鼓吹することが期待されてのものであったし、戦後は今度は経済危機打開の課題に当たるべく政権を担うこととなる。

以上のことはしばらくおくとして、「議会改革」が議会内外で論議的<sup>(1)</sup>とされた九〇年代後半、三〇代の青年政治家ポワンカレもまたこの論議の渦中にあつた。ブードヌウが『政治・議会雑誌』に選挙綱領を発表したのと時を同じくして、ポワンカレは『パリ雑誌』に「政見」と題した論文を寄稿している。それは、ブードヌウの論文の中で「輝かしい論文」として絶賛されていた。当然のことながら、彼は「議会改革」の「同志」をそこに見いだしたからである。そこでまず、ポワンカレのこの論文を手がかりに、彼の「議会改革」論の中身をさぐってみよう。

第一に、ポワンカレは当時の議会の状況をどのように把握していたか。論文は次のように述べる。「一七九一年と一七九三年の憲法が、主権は国民に帰属し、単一不可分で、時効にかからず、譲渡できないと宣言して以降、この原理は少なからず損なわれてきた。主権は、諸個人に委譲され引き継がれ、あるいは、出しやばりな議会によつて時効取得された。共和国は、人民を個人的権威の濫用から解放するために創設された。それは、民主制に、受任者によつて代表される権利を与え、それはまた、受任者が彼らの委任者にとつて替わるといふ誘惑にさらされないように、受任者に、断片的で、明確で、かつ区分された権能を委ねた。しかし、もつとも嘆かわしき混交が、しだいしだいに、この多様な任務の行使に持ち込まれた。それぞれの代理人は自分が委任者であると考えようになり、……それぞれの代議士は自分を人民の人格化と考えるようになった。かくして、恐るべき無秩序のうちに、すべての役割とすべての責任とがごちゃまぜになつてしまつた」<sup>(2)</sup>。問題とされるべき政治状況が「出しやばりな議会」議会中心主義<sup>(3)</sup>に由来するものであるという認識は他の「議会改革」論と共通している。

こうした議会制認識は、ポワンカレのかなり一貫した見方であつたようである。一八九六年八月二三日に地元コメル

シイ(Commercy)でおこなつたとされる演説の中でも次のように述べている。「弊害、拡大しつつある恐るべき弊害は、代議院が政府の権限のほとんどを横領しているということに帰着する。我々は、代議士が統治し行政をおこない大臣という偽名のもとで数多くの公職者を任命することで、その混交こそが秩序と自由全体にとって有害であるところの諸權力を一手に集めるといふ議會制の歪曲 (falsification du régime parlementaire)、憲法の精神の逸脱 (violation de l'esprit de la Constitution) にまで行き着いてしまった。……我々は、しばしば、議會制の外見の下でその実際はまったくの公會制 (régime conventionnel) というものを持つことがある。代議院は普通選挙に直接に由来することから、確かに全般的政策に高権を持たなければならぬ。しかし、その委任者の権利を守るといふ口実の下に、受任者は、しばしば、自分自身の虚栄の主張のみを守ろうとする傾向にある。そして、彼らは、政府・大統領・元老院の役割を否定しようとし、自分たちのみが国民主義の担い手であると考へるといふ最大の過ちをおかす」<sup>3)</sup>。

ここでは、国民と代表者の間を「委任—受任」関係であらわし代表による「主権の篡奪」を警戒している点においては、国民の主権を「実体」的なものとして把握しているように表面的には見えるが、一方、政府・大統領も議會と「対等」の「主権の担い手」として位置づけることで、国民主権の意義が希薄になっている。議論全体としては、むしろ、権力分立の見地からする「代議院の権力拡大への牽制」が基本であると言える。いずれにせよ、「議會(代議院)中心主義」が、国民主権や権力分立等の市民憲法原理に抵触するものとして捉えられている。そして、その是正こそが「共和主義」の任務となる。共和制を擁護するために「議會改革」が必要とされる。

第二に、彼の「議會改革」論の内容である。彼は、議會とは「審議する」(deliberer)機関であつて「統治する」(gouverner)機関ではないことを強調する。そのためにも、議會の活動には規律が必要であり、具体的には、①議院規則を改訂して法律(少なくとも予算法)にたいする修正権の行使を法案提出後本會議開始前の一定期間内に限定し、支出の増額提案

については所轄の委員会の審議に付すこと、②「正式質問」の制限、③議会の会期の短縮、さらには④議員定数の削減などが求められるとする。<sup>(4)</sup>①②は他の「議会改革論」にもしばしば登場するものであるが、③④は、彼独自のものといえる。そしてそれは、議会における「内部規律」を越えて議会「機能」そのものに手をつける「大がかり」なものといえよう。このことは、ポワンカレが単に議会の改革を意図するだけでなく、国家権力の構造と機能全体にわたるより大規模な改革を展望していたことを示唆しているように思われる。こうした彼の改革構想の「全容」については、後に触れる。

「代議士が地元の選挙区の細々とした要求の「代理人」となる」、こうした政治スタイルはポワンカレの忌み嫌うことであつたらしい。彼は、一八九三年の総選挙に際しては、次のように宣言して当選したとされる。「私は、普通の議会人ではない。私に対して、委員会で術策を弄することを期待しないでほしい。私は、地方的利益が正当なものである場合にのみ、これに身を捧げた。国家とは、私人の影響力によつて左右されたり、その野心や欲望に奉仕するものではない。私は、私の選挙区の擁護者であると同時に、国家の僕 (serviteur de l'Etat) である」<sup>(5)</sup>。当選二回、在職六年目の議員としては、大変な自信といえるが、ポワンカレの「理想の代議士像」がうかがい知れて興味深い。もつとも、かく言う彼もけつして「地方的利害」から自由であつたわけではなく、地元ミューズ県への鉄道誘致に熱心にとりくみ、しかも「軍事的必要」(ミューズ県はドイツに割譲されたアルサス・ローレーヌに隣接)を理由に地元負担金なしで敷設させるなどしている。<sup>(6)</sup>おそらく、こうした「言行不一致」は、どんなに「議会改革」を高唱する議員でも、多かけ少なかれみることができるのであろう。それほどまでに、地元への利益還元そのものは、当時の議会政治をかなり深部のところで支えており、「議会改革」論の「綿の御旗」であるはずの「議会クライアンテリズムの克服」も、それ自体としては、きわめて実現困難な課題であつた。そもそも、「議会改革」が本当にこのシステムそのものの改革を目指したものであつたかどうか、この点こそが問題となるが、それは「議会改革」論の本質を解明したうえで、改革の実際の展開を検討する中

で明らかにすることになるであろう（四―(三)参照）。

次に、ポワンカレの議論でその「執行権の強化」論が注目し得る。彼は、*「ブルーランジェ旋風」*が吹きあれた一八八九年の時点で、共和国の危機を救うためには「執行権の安定」が必要であるという認識に達していたとされている。<sup>(7)</sup>その論文「政見」のなかではあまりふれられていないが、「議会改革」が論議されているさなかのいくつかの演説で、それを強く主張しているのが目に止まる。以下、若干長くなるが、一八九七年三月一日の彼の演説の一部を引用しよう。「たしかに、自由な民主主義国家においては、政府は、一般意思のもとにあつて、統制された責任の下で行使されるもの以外の権威を持たない。しかし、このことは、政府が民衆のきまぐれと世論の圧力によつて動かされる道具に留まらなければならぬということではない。政府は、すべての議員や行政官と同様に、積極的に洞察力をもつた管理をおこなう責任と義務を有する。政府は、その活動に責任を追わなければならないが、行動する権利を有する。それは、国民または議会から高次の監督という任務を不当に奪つてはならないが、しかし、政府は、自らが担う権威を自覚し、その権威を弱るにまかせておかないことが必要である。……もし、通例、革命と独裁の前触れとなる行政上のそして社会的な混乱に即座に陥ることを望まないのであれば、政府の権限を守るのに熱心であり過ぎるということはない。それは、公の自由と矛盾しないどころか民主主義共和国において不可欠の防衛策である。法律を執行し遵守すること、現存の秩序を維持すること、ここに政府の基本的な任務が存在する。しかし、それは政府がその任務を遂行するのに十分ではない。政府は、国民全体に、首尾一貫した権威 (*une autorité soutenue*) と行き届いた行政 (*administration vigilante*) の印象を与えなければならない。政府の活動はすべての公役務の運行を把握するようにならなければならない。政府は、すべての政治機関の正常な機能を保障しなければならない。政府は、その従事者の中での規律と調和を強固に維持しなければならない。<sup>(8)</sup>

当時の「議会中心主義」は執行権を純然たる執行機関の地位に留め、ともすれば、執行権そのもの（個別的決定権）

すら議会が行使する状況を生み出していた。そのなかで、政府は単に法律の執行に留まらず「權威の自覺の下に活動せよ」というのであるから、「議會中心主義」の構造を根本からくつがえす大胆な提案であつたといえる。また、一八九八年一月三十一日の演説では次のようにも述べている。「統一のとれた政府、安定した政府だけでは十分ではない。何にもまして重要なことは、この政府がその権限を放棄しないこと、政府が、その行為に責任を負うものの、議会の支配的な感情と推測ないし推察されるものにあらかじめその決定を従わせるようなことはしないことである。政府は、その多数派の先頭を進み、多数派を導く進路を大いに明らかにし、しかも、多数派自体を團結と自発的規律に慣れさせなければならぬ<sup>(9)</sup>」。ここでは、政府と議会のイニシアチブの転換を旨指している。そして後に、ポワンカレ自身が、首相としてまた大統領として、この「強い執行権」の強力な牽引者・実践者となつていくのである。

ポワンカレのこうした「執行権の強化」論は、建前上、市民憲法の理念である権力分立から導き出されていることが特徴的である。すなわち、「議會中心主義」状況こそ、本来国民のものであるべき主権を議會に集中させ、権力分立原理を侵している、それは、一八七五年憲法が規定する統治機構にもとるものである、というわけである。それまでの第三共和制下の執行権の強化論といえば、ブルボン・オルレアン両家の君主制やナポレオンの帝制の復興を旨指すものであつたり、ブーランジズムのようにフアナティックな「愛国主義」に訴える個人独裁待望論であつた。しかし、一九世紀末に磐石の基礎を固めたフランス「ブルジョワ社会」とその「共和主義」イデオロギイは、これらの構想の実現を許さなかつた。ポワンカレは、純然たる共和主義者として政治生活を開始し、ブーランジズムに対しても反対の態度を維持した。かように「共和主義」の「胎内」から、すなわち共和制の打倒ではなくその防衛のためをもつて執行権強化の必要性を主張する这一点にポワンカレの議論の「新しさ」があると同時に、そこに共和制の統治システムとしての「議會中心主義」のある種の「制度疲労」を見いだすことができる。



それでは「共和制防衛」策としてのポワンカレの構想は、どのような政策的内容を持っていたのであろうか。

彼は、前述のような議会活動の規制、会期の制限、議員定数の削減にともなつて、議会に「政府多数派」を送ることが国民の側の任務であるとする。「議会改革」を政権安定の基礎となる「安定的な多数派」（政党）の形成と関わらせている点は、ブードヌウと同様である。共和主義の二大政党制をとるにせよ、左右の両極の間に単一の政党をつくるにせよ、現在のように共和派諸派が規律と団結を欠いた状態は一刻も早く解消されなければならないとする<sup>(10)</sup>。

さらに「反動」と「革命」を同時に排斥するとしうえで、「共和主義的改革」（*réformes républicaines*）のプログラムの幾つかを展開する。

第一は、「国民教育」（*Education nationale*）である。（普仏戦争での）忌まわしき敗北の記憶から国家の威信を立て直さなければならぬ。そのためにも「道徳的刷新」（*regénération morale*）が必要であり、それは「教育の強化」のみが成しうることである。かかる「愛国心教育」には政党もまた積極的に関与するべきであるとする。「大政党は、良き法律を議決するだけでなく、とりわけ習慣を醇化することをその名譽としなければならぬ」<sup>(11)</sup>。

第二は、予算・税制改革である。ポワンカレも他の「議会改革」論者と同様に、当代の財政状況の悪化の原因を「選挙への執着」（選挙予算）に求めている。彼はすでにみたように予算関連法案の取扱に規制を設けるという提案をしているが、その一方で、こうした「出の方」だけでなく、「入りの方」の改革も検討している。当時提起されていた「累進総合所得税」（彼はカヴェニャク・ドゥメル案を挙げている）について、それが資産の全体を申告させることで納税者に抑圧的なものとなること、労働収入と資本収入あるいは貯蓄と生活費を区別せずに等しく課税することは問題であることを理由として、排斥する。そこで彼は、同じく所得税という名目で、所得の外形に着目する動産税を提案している<sup>(12)</sup>。

なお、彼は租税が「負担の平等」（*égaliser les charges*）ではなく「財産の平等」（*égaliser les fortunes*）をめざす

場合には、「社会主義者の租税」(急進派の立場もこれに近いとする)である(14)と述べている。「累進所得税」社会主義的」という当時の大ブルジョワジーを支配していた観念を、彼もまた共有していたようである。しかし、当時の財政困難の解決策を「予算運営」の改革に限ることなく、税制の面の改革をとにかくも模索していたことは、彼の「議会改革」論の「幅」を示すものといつてよい。

第三は、「社会問題」(questions sociales)である。ポワンカレはまず「人間と社会」の関係についての観念を、①個人の無制限の活動を承認するもの、②「個人の尊重」を前提にして国家によるその助長・援助を要求するもの、③個人を集合的有機体の細胞と位置づけより良き目的への発展の力を社会に帰せしめるものの三つに區別し、第二の観念を選び取る。(15)「自由主義」と「社会主義(全体主義)」の中間に位置する「福祉主義」ともいえる観念を、「社会政策」の萌芽期たるこの時期にいちはやく「共和主義政策」の哲学的基礎に据えた点は注目に値する。彼は、私有財産制を否定する「社会主義」が人間の活力の源泉である「自由」を奪い「進歩」を押しとどめると批判する点では一貫している。(16)

こうした観念に基づいて、ポワンカレは「結社の自由」を積極的に評価する。フランス法は革命以来「結社」に対して敵視の態度をとってきたが、もはや歴史的状況は変わった。結社は個人の力を増大させるし、「精神的・物質的善」を生み出す。(17)このことは、労働組合にたいして、社会秩序を破壊することなく、調停・保険事業・退職者金庫を通じて資本と労働の「和解」(conciliation)に協力することを期待するという形で表現されている。(18)

なお、彼は、国と地方の関係の問題にも言及している。しかも、興味深いことに、ポワンカレのこの問題の扱いは、ブードヌウのそれとすこぶる近似している。彼もまた、「国」の無用な負担を軽減することを地方行政改革の目的としているが、同時にそれが決して地方への「政治的権利」(droits politiques)・「主権の一部」の譲渡ではないと付け加えることを忘れてはいない。それはせいぜいのところ「行政上の権限」(attributions administratives)の委譲にすぎない。(19)

このことのもつ意味は、彼がなぜこうした権限委譲が必要と考えているかをみれば、さらに明らかになる。彼は地方議会に教育・風俗・思想醇化の任務を期待している。いずれもこの時期、新たに生まれ出てきた行政需要への対応という性格を持つものであり、中央集権的な統治を「機能的に」実施するための施策と位置づけられうる。この点でも、彼の構想はブードヌウのそれと通じるものがある。

最後に、彼は「対外政策」を論じる。以上の「内政問題」は総じて「世界におけるフランスの道德的權威を再建する」ことに結びつくとしている<sup>(20)</sup>。また、次のようにも述べる。「すべての人々の協力によつて、共和国は、その創設以来、わが軍隊の修復・再組織、分割された祖国の復興に専心してきた。しかしながら、同一の不安と沈滞が、国民にのしかかり、わが国の海上事業を抑え、海外取引を妨げ、わが国の植民地管理・対外政策にまで及んでいる。われわれは、アジア・スーダン・コンゴ・マダガスカルに利用すべき広大な領土を有しているが、われわれは、これら遠くの富をすべて眠ったままにしている」<sup>(21)</sup>。フランスがイギリスなどに対抗して植民地を拡大しながら（特に一八九〇年代に顕著に進行）、その「経営」に必ずしも成功していなかったのは事実である。いわゆる「高利貸帝国主義」によつて資金は外国債の購入へと流れていった。ポワンカレのここでの指摘はそうした背景を前提としていると思われるが、なによりも、こうした「帝国主義政策」と「国内政策」とが、統一的に論じられていることが、重要である。そして、このような対外政策を実施する上でも、規律ある政党の形成と「国民の道德改革」(réforme morale du pays)が必要であると述べられている<sup>(22)</sup>。

以上この論文での主張が、総選挙を直後にひかえての「公約」としていささか総花的なものとなっているという点は差し引かなければならないであろう。しかしそうであつても、ポワンカレが「議会改革」をふくむ国内外の政策課題にいかなるスタンスで臨んでいたかは、十分にうかがい知れよう。逆にまた、「議会改革」それ自体が、どのような政治的脈絡のなかから提起されてきたのが良くわかる。議会の予算議決過程を一定の統制に服せしめようという考えが、

「選挙予算」などを財政運営上の「攪乱要因」として極力排除するという見地に立脚するものであることはいうまでもない。さらにそのような見地はといえば、国家財政に新たにのしかかってくるであろう任務とその負担を自覚し、そのような施策を国家統治の上で「不可欠のもの」と位置づけるといふ認識から生じてくるものと言える。ポワンカレは、この任務を「軍備増強・植民地経営」と「社会政策」というかたちで把握していた。要するに総体としての「帝国主義政策」である。後に彼は、蔵相として一九〇七年の「軍備大幅拡張予算案」を提出してドレフュス事件以後「反軍主義」が支配的となった代議院（急進社会党が第一党、一九〇五年には兵役を三年から二年に短縮する法律が成立）「急進共和制」<sup>(23)</sup>と渡りあう。このとき敗れはしたものの（一九〇七年度予算法では「代議院予算委員会」が勝利、軍拡予算は廃棄——、（一）参照）、彼はその提案の正当性を、第一次モロッコ事件（一九〇五年）以降の軍事的緊張、すなわちフランスとドイツが隣国としての「伝統的な対立」ではなく、植民地支配をめぐる「帝国主義的対立」に立ち至ったという状況にもとめていた。<sup>(24)</sup>このあたりにも、彼の当時の政策的立場がよく表われている。

そして、かかる「政策」を遂行する上で、議会「中心」の統治機構は、一方で固く団結した議会多数派に支えられながら、他方でその権限を絶対に議会で譲り渡すことのない執行府「優位」の体制へとシフトしなければならぬ。ポワンカレの議論は、展開されている論理を追う限りでは、「議会中心主義」によって歪められた憲法の「本来の」「権力分立の体制」の「修復」を意図するものといえるし、彼の伝記を書いたジュールジュ・サムネなどは、実際にそのような評価を下している。<sup>(25)</sup>しかし、前述のような政策課題を担う執行権が伝統的な権力分立の下でのその「復活」ではありえない。また、ポワンカレの議論が、共和国大統領を「愛国心」に基づく国民団結の要とする傾向を濃厚にもつていたことからも、統治機構の「帝国主義的再編」としての執行府「復権」構想と言わなければならない。かくて「議会改革」は、かかる構想の一環として位置づけられていた。

なお最後に、ポワンカレの「議会改革」論の壮大さの一端を示すものとして、選挙制度改革との関わりに触れておきたい。彼は、その後、一九一二年に首相に就任するや代議院議員の選挙制度を小選挙区二回投票制から県単位の名簿式比例代表制へと変更する法案を提出する。このときも急進派の激しい抵抗に遭い、代議院は通過したものの元老院で改革は頓挫する。<sup>(27)</sup> こうした経緯は後に詳しく検討する機会を持ちたいが、ここでは、ポワンカレがかかる選挙制度改革をこのとき突如として思いついたわけではなく、「議会改革」との関わりで長い期間、温めていたことを確認しておきたい。彼は一九〇七年の「フランス小売商連盟」のパーティーでの演説のなかで、「地方の専制」と「たかり」をほびこらす「議会における、とりわけ代議院における風潮と流儀の変革」には、「名簿式投票によって拡大し、比例代表制によって矯正された選挙制度」が必要であると述べていた。<sup>(28)</sup> すでにみたように一八九〇年代の「議会改革」論議には、このように選挙制度の「根本」に手を付ける提言はほとんど皆無に近かった。もっとも、ポワンカレ自身も当時の段階で選挙制度について積極的に発言を展開していた形跡を確認することはできない。彼の視点は、「議会改革」論議の進展とともに選挙制度の問題へと開かれていったとみることができる。しかし、ここで重要なのは、そのような対応を可能とするほどに彼の「議会改革」論は長く、広いパースペクティブのものに提起されていたということであろう。

(1) ポワンカレの得票が三四、九八四であったのに対して、急進派候補三、四八四、保守派候補一、二八七、ブルーランジェ派六八四であった。 Cf. P. Miquel, Poincaré, 1961, p. 112. なお、ポワンカレの経歴については、以下参照。 Jolly, op. cit., Dictionnaires..., t. 7, pp. 2716—9.

(2) R. Poincaré, Vues politiques, Revue de Paris, 1898, 4. 1.; 〇や〇 Poincaré, Questions et figures politiques, 1907; 〇再録、引用は本書を参照した。 p. 123. 以下同様。

(3) Poincaré, La diviation du régime parlementaire, op. cit. Questions..., pp. 78-9.

- (4) Poincaré, op. cit. *Vues...*, dans *Questions...* pp. 130-1.
- (5) Miquel, op. cit. p. 133.
- (6) Cf., *Ibid.*, p. 182.
- (7) Cf., *Ibid.*, p. 118.
- (8) Poincaré, *De la nécessité d'une bonne méthode politique*, op. cit. *Questions...* pp. 87-8.
- (9) Poincaré, *Le progrès dans la liberté*, op. cit. *Questions...* p. 109.
- (10) Cf., Poincaré, op. cit. *Vues...*, dans *Questions...* pp. 134-5.
- (11) Cf., *Ibid.*, p. 136.
- (12) Cf., *Ibid.*, p. 138.
- (13) Cf., *Ibid.*, p. 139.
- (14) Cf., *Ibid.*, p. 140.
- (15) Cf., *Ibid.*, p. 141.
- (16) Cf., *Ibid.*, p. 142. op. cit. *Le Progrès...* *Questions...* pp. 110-1.
- (17) Cf., *Ibid.*, p. 143.
- (18) Cf., *Ibid.*, p. 144.
- (19) Cf., *Ibid.*, p. 142.
- (20) Cf., *Ibid.*, p. 144.
- (21) *Ibid.*.
- (22) Cf., *Ibid.*, p. 145.
- (23) 中木前掲書(上) 三三八—三四〇頁、横山信『近代フランス外交史序説』一九六三年 一四二頁以下参照。なお次も参照  
 ② D.B. Ralston, *The army of the Republic*, 1967, p. 116et.s.
- (24) Cf., Poincaré, *L'équilibre budgétaire et les réformes fiscale*, dans op. cit. *Questions...* p. 302.
- (25) Cf., G. Sanné, *Raymond Poincaré politique et personnel de la III<sup>e</sup> République*, 1933, p. 36.

- (26) Cf., Poincaré, op. cit. La diviations...; op. cit. Le Progrès... dans op. cit. Questions...; p. 82, p. 117.  
 (27) この顛末については以下参照。F. Faure, Le vote de la réforme électorale le gouvernement et le Sénat, R.P.P., t. 73, 1912, p. 185et.s.; G. Lachapelle, La réforme électorale devant le Sénat, R.P.P., t. 75, 1913, p. 422et.s.  
 (28) Cf., Poincaré, La réforme des moeurs parlementaires, dans op. cit. Questions...; p. 501.

(三) 小括「議會改革」論の本質

以上、ブードヌウとポワンカレの「議會改革」論を若干詳細に検討してきた。政治家としての両者にどの程度「盟友」関係が存在していたかは定かではないが、こと「議會改革」問題に関しては、ブードヌウのポワンカレへの「賛辞」にも見られるように、意見をほぼ同じくしていた。両者の「議會改革」論の「脈絡」を検討すればするほど、その「近似性」はさらに明らかになることもすでに確認したところである。

そこで、二人の議論を重ね合わせることで、一八九〇年代というこの時期の「議會改革」論の本質的意義をさぐってみよう。

まず、「議會改革」論が、当時の国家活動とそれを支える財政に現れた「新しい変化」への対応として、そして、この対応を阻害する在来の議會活動・財政運営上の障害を除去するために提起されてきたことは明瞭である。一方で、租税制度の改革が、支配層の側の「退嬰性（イモビリズム）<sup>1)</sup>」と急進派・社会主義勢力からの「累進所得税」の主張とが、拮抗するなかで、膠着状態に陥り、他方で、軍事費・植民地経費・社会政策費等の「帝国主義段階に固有な支出」の増大の要請が一挙に加速したというのが一八九〇年代フランスの状況であった。<sup>2)</sup> こうした中、これら「帝国主義的」施策

遂行の要請は、個々の議員がその地方的利害に縛られてアナーキーに展開する議會での予算決定を整理・「合理化」することを促した。「議會改革」論は、かくして、帝國主義政策を積極的に推進する勢力から提起されてきたものといえる。このことは、その後フランス帝國主義の「権化」のごとく、活躍するポワンカレの政治生活に象徴的に示されている。彼は、「鉄鋼連合会」(Comité de Forges)等を中心に形成された「財界」(独占資本)の利益代表ともいへば、「民主主義同盟」(Alliance démocratique)の有力メンバーであった。また、フランス帝國主義が「危機的局面」(一九一二年第二次モロッコ事件、一九二六年フラン危機)を迎えるたびにその「救世主」として登場し、首相として強力なリーダーシップを発揮し、その「再建」を果たしている。さらに興味深いことに、これらいずれの時期も第三共和制の議會制の根本的變革が提起ないし實現されている(一九一二年比例代表制提案、一九二六年デクレ・ロワ授權法成立)ことも見逃せない。憲法の体制・議會制のシステムを帝國主義政策に従屬させるという点では、「一貫」している彼の政治行動の、一八九〇年代におけるその現れが「議會改革」論であつたといえる。

このような「議會改革」は、当時の政治状況のもとで「二重の課題」を担つて現れた。一つは「伝統的・保守的」(現状維持的という意味でのそれ)な支配様式の改革・「再編」であり、もう一つは「社会主義勢力の台頭の阻止」である。もっとも両者は本来統一された「支配戦略」の二つの側面であり、特に後者(より広い意味では「民主主義の拡大・伸張」という事態)に対応する支配の再編として前者もまた提起されてくるという関係にある。状況の變化を根本的に規定する「起動因」はあくまでも後者のなかにあつた。

一八九〇年代の労働組合運動の主流であつた「サンディカリズム」は、ゼネストという「新たな戦術」をもつて果敢に闘争を呼びかけていた<sup>(4)</sup>。一方、議會内の社会主義勢力は、その「政治主義方針」(議會・政治闘争優先)によつて労働運動とは一線を画していたものの、逆にそれによつて「議會共和制」秩序内部に浸透しながら急速に議席を伸ばして



いた。後に社会主義派議員の「統一」を実現させる（統一社会党の結成）ジョレスが「言論大臣」（ministre de la parole）の異名を授かったことに象徴されるように、同派の議員たちは事実上無制限に近い「議事手続」を利用して、議院の壇上をその政治的プロパガンダの場にかえた。しかも、彼らの主張が、累進所得税の導入・政教分離・常備軍の廃止（反軍国主義）等、多分に急進派のそれと重複しつつ、とくに反軍主義などは、おりからのドレフュス事件を契機とする軍隊の「威信低下」もあつて、急速に国民各層に浸透し、フランス帝国主義ときびしく対決するに至る。「議會改革」論のなかに問題の所在を「普通選挙実施にともなう敵対的少数派の参入」に求めるものがみられるのは、こうした事態を背景にしている。

一方、古くは一九世紀前半以来の「名望家支配」に根をもち、新しくは「急進派」の台頭の基盤となつていた「地方的（とりわけ農村地域の）利益を第一義におく支配様式」の一定の変革もまた「議會改革」論のめざすところであつた。旧保守派の「地方支配」と「急進派」のそれ（農村ラディカリズム）とは、政治的イデオロギーの面で著しく対称的ではあるが、「地方的利害を「国益」に優先する」政治行動のパターンという点では奇妙にも一致していた。普通選挙制の導入の直接のインパクトは、「社会主義派の議會進出」もさることながら、この点で絶大な効果をもたらしていた。要するに、伝統的な「名望家支配」によつて統合されていた地域的利害にせよ、「新しい社会層」の出現にともなつて噴出する（より大衆的な広がりを持つ）利害にせよ、それらが、アロンディスマン（小選挙区制）という狭い区画で仕切られながら、普通選挙制という強力な「合意調達機能」を有する装置を媒介として、国と地方の「双方の」財政決定に絶大な権限を有する中央議會に「専らに」吸い上げられることで、一種の「利益誘導政治」が強固に成立した。かかる「支配様式」は、「合法的支配」の裾野を広げる（議會制民主主義）、フランス流には「半代表制」觀念の形成）という点では、支配の安定（議會共和制）の成立）に寄与した。しかし、それが、地方的利害の個別分散的・非系統的な簇生を促

進するに従い、膨大な財政措置を必要とするであろうところの帝国主義政策の桎梏と化した。

かくして「議会改革」論は、以上のような状況を打開するフランス帝国主義の「起死回生の策」として提起された。

ブードヌウにせよポワンカレにせよ、強烈な反共・反社会主義の意識がその「議会改革」論の根底を貫いている。それは、「共和主義の理念」を強調することで、これを共有する急進派に対して、社会主義派との絶縁と穩健共和派との「協力」を呼びかけるというスタンスとなつて表れている。ブードヌウが「二大政党制」を掲げ、ポワンカレが「強固な安定的多数派」の形成を唱えたという違いは、いずれもが、「共和主義の理念」(その実は帝国主義の秩序体系)を堅持し、路線の「振幅」を誤らない、政党・会派の育成を究極の目標としていたことの中では、極めてささいな相違に他ならなかった。

(1) ジャン・ブーヴィエ『フランス帝国主義研究』権上康男・中原嘉子訳 一九七四年 一四五頁以下参照。

(2) 当時の「社会政策」の進展についてはすでに見た通り(二・(一)および三・(一)参照)。

フランスの植民地進出は、一八九四年から一九〇五年にいたるアノトー(Hanoïaux, Gabriel)デルカッセ(Delcassé)のふたりの外相時代に急速に進む(フランス第三共和制は「内閣の不安定」にもかかわらず「閣僚の安定」を特徴としている。J. Ollé-Laprune, *La stabilité des ministres sous la troisième République*, 1962.)しかし、二人のかかる長期の外相在任はその中でも「例外」である。(。同時に、イギリスと、上ナイルをめぐってファシヨダで(一八九八年)、ドイツとモロッコをめぐって(第一次モロッコ事件 一九〇五年)対立するに至る。横山前掲書参照。

(3) 以下参照 中木前掲書(上)二九四頁以下、E. Dolléans et G. Dehove, *Histoire du travail en France*, t.1, 1953, p. 390; Azema et Winock, *op. cit.*, pp. 117-8; Dorouselle, *op. cit.*, pp. 208-212.

(4) 谷川稔『フランス社会運動史』一九八三年 一七四頁以下参照。

(5) 横山信『フランス政治史』一九六八年 六〇頁参照。

四、「議会改革」の実際——一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂とその後

「議会改革」論議は、一八九八年総選挙ののち議院内にその舞台を移す。すなわち、「政治争点」となった。一九〇〇年三月一五日、代議院での予算審議の最中に、予算法への「付加条項」のかたちで予算増額修正のの制限が提案される。この案は、激しい討論ののち、「代議院議院規則」という形式に差し替えられ、しかも内容的にも「基本的な変更を加えられて、すでに紹介したような（一）、（二）参照）改訂議院規則が翌三月一六日採択されるにいたる。

この「改革」についての当時の評価としては、それが「控え目なものにとどまった」というもの（ジェーズ<sup>(1)</sup>）と、そのようなものであるにもかかわらず、それが議会に「予算均衡を確保しようという意思をもたらし」という点で有意義であったというもの（ストウラム<sup>(2)</sup>）とが確認される。ただし、これらの二つの評価は決して相い矛盾するものではない。むしろそれらは、相互補完的に現実の事態のトータルな認識を構成しているとみるべきである。

一九〇〇年の「改革」の意義は、まずそれが、先行する「議会改革」論を受けて、これをどの程度まで実行するものであったのかという観点から検討されなければならない。この点では、前述のジェーズの「控え目」という評価が妥当する。詳細は後に譲るが、結論だけ先回りして言えば、一九〇〇年「改革」は「議会改革」論の「基本線」ははずしていないものの、その内容は極めて限定的なものに留まった。そこには、当時の議院内諸勢力のこの問題での「力関係」が色濃く反映されている（四—(三)）。

一方、一九〇〇年の「改革」の意義は、改訂された議員規則の中身によって体现されるその「直接的・短期的な帰結」のみによつては正確に捉え得ない。それは、ともかくも第三共和制下で最初の議会権限の制限措置として、議会制史上

の「転換点」をなすものである。それゆえ、その意義も、その後の議會制に生じた事態の推移を考慮に入れなければ正しく把握することはできないと思われる。そこで、第一次大戦の勃発に至るまでの展開を視野にいれながら、これを検討してみたい(四—三)。

(1) Cf., Jéze, *Le budget*, p. 224et.s.

(2) Cf., Stourm, *Le budget*, p. 61.

(一) 一九〇〇年以前の状況

一九〇〇年の改訂代議院規則は、議員の予算発案権の制限という点では「控え目なもの」であったとされる。それ以前に提出されていた諸改革案と比較してみるならば、確かにそれは否定できない。

たとえば、一八九五年一月二十五日、レナック(Reinach)は、代議院での一八九六年度予算法案審議の際に、かつて自分がその秘書官として仕えたガンベットの「憲法改正要綱」を引用しながら、議員による予算発案の(憲法による)全面禁止の必要性を訴えた。<sup>(1)</sup>ここで彼は「予算による改革」という慣行を批判し、また軍拡・植民地拡大政策、社会福祉政策の増大を、自明のもの<sup>(2)</sup>とし、そのための財政赤字解消を提案の根拠としても述べている。

さらに、一八九六年二月一日には、前述のようにブードヌウが次のような法律案の提案を代議院に対しておこなっている。

「予算に新たな負担を課するいかなる動議も、政府によって承認されなければ検討され得ない」。<sup>(3)</sup>

いずれの場合も、議員による予算（少なくとも支出の増額）発案を、一般的に、すなわち内容的にも、形式的にも、また時期的にも限定を加えることなく制限し、この点での「政府の意思の優位」を規定している。

しかし、かかる「広範な」制限案は、「議院改革」論議の進展の中で、次第に影をひそめていく。一八九八年の「政治・議会雑誌」論文でのブードヌウ提案は、「法律」にかえて「代議院規則」という形をとり、「予算審議における」（時期の限定）そして「修正による」（形式における限定）支出増額提案を禁止する<sup>(4)</sup>というもの<sup>(4)</sup>に変わっている。また、その後代議院に提出された改革案を列挙してみると以下の通りである。

一八九九年三月九日 アグー伯爵 (le Comte d'Agout) の代議院規則改訂案

「一人または複数の議員によってなされた法律の提案 (proposition) または修正 (amendement) は、それらが、予算の経費または公の役務を増大させ、あるいは国有財産を減少させる性質を有する場合には、検討に付されない」<sup>(5)</sup>。

一八九九年六月二九日 ポルトウ (Porteu) の代議院規則改訂案

「公の支出を増大させる結果をもたらすすべての法律の提案または修正は、代議院で審議にかけられるためには、二人の議員の署名を必要とする」<sup>(6)</sup>。

一八九九年十一月二三日 オスマン (Hausmann) の代議院規則改訂案

「ある省の予算の審議が開始されたら、支出を増大させるいかなる新しい修正もはや提出され得ない。この時点からは、支出を減少させるか、政府によって提案され委員会によって削減された額を復活させるか、いずれかの目的を持った修正しか提案され得ない」<sup>(7)</sup>。

最初のアグー伯爵の提案は比較的「広範な」内容を有しているが、それでも議会の「自発的制限」(imitation volontaire) たる性格を確保するために「法律」ではなく「議院規則」という方式が採用されるべきであるという点を考慮に入れ

ている。<sup>(8)</sup>問題が議会で具体的に検討されるにつれて、また憲法改正という方法を取らない以上、「憲法上の権限としての議員の発案権」に対する配慮も加えられていったことがわかる。

この点は、先のブードヌウの一八九六年案から一八九八年案への「転換」のなかに明瞭に現れている。彼は、一八九六年の段階では、その提案の「合憲性」を、①それが議員の予算発案の「権利そのもの」を制限するのではなく、提出された発案が「討論に付されるための「条件」を設定するものに過ぎないこと、②制限が「自発的なもの」ならば、それは議会の権能を縮減したことはないこと、によつて説明しようとしている。<sup>(9)</sup>しかし、①はとも、②はどうか、①はどうか、②はどうか、③にしても、それではなぜ「議院規則」ではなく「法律」なのかという点をうまく説明できない。かくして一八九八年に至つて、彼は「議院規則」の改訂に提案を切り替える。かかる経緯をいみじくも彼自身が論文で告白している。

「私は、もう二年も前になるが、現在の代議院に：法律案を提出した。この形式のもとで、案は憲法の観点からだされた反対にその身をさらされた。……そして、予算委員会が私の法律案を検討した際に、委員会は、この提案は議院規則の条項に変更されるべきであるという意見を示した。次期の代議院がこの案を検討するとなれば、この形式においてである」<sup>(10)</sup>。ただし、彼はこうした制限の「形式」だけでなく、すでにみたように制限「内容」の点でも一定の「限定」(後退)を余儀なくされている。

これらの事実は、当時の議会にあつて、「議会改革」が決してすんなりと受け入れられたわけではなく、根強い反対に遭遇し、これとの抗争のなかでのみ進められざるを得なかつたことを示唆している。「政治・議会雑誌」の一八九八年五月号の「時評」は、この問題について、当時次のように論じていた。「確かに改革は望ましい。……しかし、もし議会の氣質の改革が条文の改革に先行しなければ、規則の文言はほとんど意味をなさない。どのようにしたら習慣と觀念にこのような変革をもたらすのであろうか。この点こそが、困難な問題である」<sup>(11)</sup>。こうして一九〇〇年の議院規則改訂は、

議会の「氣質」「習慣」「觀念」すなわち議會会制の運用、さらにはそれをめぐるイデオロギーの「対決の場」となった。<sup>(12)</sup>

(1) Journal officiel (以下 J.O. と略す) *Chambre Débats*, 1895, 11.25, p. 2513et.s.

(2) レナックは次のように述べる。「予算委員会は、この一〇年間、歴代政府と共謀して財政法によって組織法の改革を実現することを企ててきた。委員会は、予算の中で単なる予算・財政上の改革以外のことをおこなうという意図をもってきた。だが、私は、議院に対して、このようなやり方は予算の議決と追求されている改革の議決とを同時に遅らせ、議院に十分に統制されていない予算と十分に繰り返り上げられていない改革とを同時に提出するにすぎないということを示したいと思う」。*Ibid.*, p. 2513. 「私は、議院に、状況が必要とし、誰もが決して異を唱えない軍事政策の他に、海運政策・植民地拡大政策・教育政策・公共事業政策・公衆衛生・社会扶助政策に同時に着手したことを想起してもらいたい。また、かくも多くのことが求める需要が不十分にしか整えられていないだけでなく、いたるところでさらに大きなものにされようとしていること、このように重大な計画と同時に、この数年減税がおこなわれていること、したがって、現在我々は赤字状態にあることを想起してもらいたい」。*Ibid.*, p. 2515.

(3) この法律案には、他に公務員の増員をもちらす提案を禁止する規定が盛り込まれており、総じて国家財政の「節約」を企図したものであることは明らかである。J.O., *Chambre, Documents*, 1896, n°1781, p. 246.

(4) Boudenoot, *op. cit.* *Deux points...*, R.P.P.t. 15, p. 494.

(5) J.O., *Chambre Documents*, 1899, n°796, p. 870.

(6) J.O., *Chambre Documents*, 1899, n°1066, p. 1901.

(7) J.O., *Chambre Documents*, 1899, n°1217, p. 148.

(8) Cf. J.O., *Chambre Documents*, 1899, n°796, p. 870. なお、彼は「元海軍将校で『進歩共和派』に属し、議員の予算発案権問題では、終始ブーケヌマらと並調を合わねばならぬ」*cf.*, Jolly, *op. cit.*, *Dictionnaire...*, t.I, pp. 343-4.

(9) J.O., *Chambre Documents*, 1899, n°1791, p. 246.

(10) Boudenoot, *op. cit.* *Deux points...*, R.P.P.t. 15, p. 492.

(11) F. Roussel, op. cit. Chronique... R.P.P., t. 16, p. 467.

(12) もっとも一八九八年の総選挙それ自体については、議会内の激しい対立をよそに、選挙民は「議会改革」問題に冷淡であつたとされている。ただしこれは「推進派」からのバイアスのかかった評価と言えなくもない。いずれにせよ、「議会改革」問題を含めて当時の政治争点は全体として、代議院での議席配分に大きな変動をもたらしていない。cf. M. Fournier, *Premiers résultats des élections*, R.P.P., p. 245.

表5は一八九三年と一八九八年の総選挙での各会派の得票数と獲得議席数の比較である。

表5

会派	一八九八年議席数	一八九三年議席数	一八九八年得票数	一八九三年得票数
進歩共和派	二四七	二五四	三、二六二、七二五	三、一八七、六七〇
急進派	九八	一一九	一、二九三、五〇七	一、四四三、九一五
急進社会主義派	七二	五七	六二九、五七二	一七一、八一〇
社会主義派	五五	五一	七九一、一四八	五九八、二〇六
加担派	三三	二六	五四二、六四七	四五八、四一六
王党派	四八	五二	八八七、七五九	一、〇〇〇、三八一
改憲派・ナシヨナリスト	一七	一六		
その他	反ユダヤ主義八	三	二五〇、一〇一	一七一、六二六
	キリスト教民主主義三	三		

M. Fournier, *Après les élections générales*, R.P.P., t. 16, 1898, より作成



(一) 一九〇〇年三月一六日の代議院議院規則改訂

議員の予算発案権の制限問題は、すでに一九〇〇年以前の段階で「憲法上の権利」というその性格に対する配慮をせまられ、制限の仕方にも一定の限定を加えざるを得ない状況が生まれていた。一九〇〇年の議院規則改訂も、こうした院内の対立の「渦中」でようやく実現を見ることになる。この改訂をめぐる審議経過を少し踏みこんで検討することによって、当時の議会におけるこの問題での諸会派の関係、その勢力分布を確認することができるであろう。

(a) 三月一五日 ベルスロの提案

一九〇〇年「改革」は、三月一五日、代議院での予算審議（一九〇〇年度）のさなかに、社会主義派の代議士ベルスロ（Berthelot, André）<sup>(1)</sup>がおこなった財政（予算）法への「付加条項」提案によって、その口火が切られた。彼がこの時提案したいくつかの条項の一つとして次のような規定があった。

「新規の事業 (entreprises) または工事 (travaux) ・俸給 (traitements) ・手当 (indemnités) ・年金 (pensions) の増額、役務 (services) ・官職 (emplois) ・年金の創設あるいは現行法が定める限度を越えたそれらの拡張に関するいかなる経費も、それらを生ぜしめる支出の実施があらかじめ法律によって承認されていなければ、計上され得ない」<sup>(2)</sup>。

すでに繰り返し明らかにしたように、公務のポストの新増設、給与の増額、公共事業の設定等は選挙予算における「目玉商品」であった。国政選挙においてこのような事態が生じるのは、代議院議員や地方議会の代表を選挙権者としていた元老院の場合はある意味では「自明のこと」であったが、(男子)普通選挙を採用している代議院の選挙戦も、地方自治体当局やその職員の「影響力」（集票能力）に大きく依存していた。当時、教師や郵便局長などは、旧来の「名望家」層にかわる「国家ヘゲモニー装置」の「触手」として、地域「政治」に深く浸透していった。かかる事態が当時のフラ

ンスの地方行財政制度の「特殊な構造」に規定されていたことは繰り返すまでもない。

ベルスロは提案の趣旨を、「終わりのない予算審議に費やされている時間を立法作業に返還すること」、「公の支出の大量の増加に障壁を設けること」としている。現にこの時審議にかかっていたのは、一九〇一年度ではなく一九〇〇年度の予算案であつたし、彼はこれによつて各種委員会に懸けられている重要な法律案の審議が遅々として進まないと訴えている。また、この案は、単に「議會での予算増額発案を制限するだけでない。たとえ政府がそれを認める場合であつても」、「あらかじめ法律によつて承認されていなければ」計上されない。その意味で、この提案はどうしても「議院規則」ではなく「法律」という形で規定される必要があつたのである。ベルスロは、政府と議會のそれぞれがどの程度支出の増加に責任があるのか厳密には判定できないとして、「ともかくも支出の増加を抑制する」という観点からこうした制限の方式を採用した。結果として、予算発案権の制限としては厳しい内容のものとなり、さらに予算審議が現行法の存否に拘束されるとなれば、「予算法の実体法への従属」の觀念も随伴することとなり、「予算による改革」などの慣行にも影響を及ぼすことが予想された。

なお、ベルスロの提案には彼を含む二八六の共同提案議員がいた。その内訳は表6の通りである。これからわかるようにベルスロに従つて社会主義派を「割つて出て」、提案者に名を連ねたのはごく少数であり、提案者の「本体」は与党「進歩共和派」である。そこには当然のことながらブードヌウやポワンカレの名もある。また、ベルスロが「虹のように多様な政治的色合い」と自画自賛したように様々な党派から満遍なく協力者を得ており、そのうえ当時ブードヌウが「総括報告者」をつとめていた予算委員会にもこの提案は付託され承認されていた。

この時の代議院の総定数が五八一（過半数は二九一）であつたことからすれば、この提案が議院ですんなり通つてもよさそうなのであつた。しかし、事態は廃案という意外な結末をたどることになる。その経過を次にみてみよう。

表 6

	共同提案者数	会派議員数
進歩共和派	一七一	二四七
急進派	四五	九八
急進社会主義派	一三	七二
社会主義派	四	五五
加担派	一八	三三
王党派	二一	四八
改憲派・旧ブーランジスト・ナシヨナリスト	三	一七
反ユダヤ主義	三	八
その他	八	
計	二八六	

J.O., *Chambre Debats*, 1900.3.15. p.889. Jolly, op. cit., *Dictionnaire*.....; *Founder*, op. cit. *Apres*...; R.P.P.116 pp.506—511より作成

なお、各会派議員数は一八九八年総選挙当時のもので、その後、死亡、辞任、補選による補充によって若干の変動があるものと思われる。

(b) ベルスコ案の廃棄に至る経過

三月一五日の本会議は、ベルスコの提案をめぐって紛糾する。

反対討論として、まず急進派のクロッツ (Klotz) が、次いで急進社会主義派のペルタン (Pelletan, Camille) が立った。彼らの提起した論点は多岐にわたるが、提案の基本的な枠組についての反論としては、大要、以下の諸点が注目される。

第一に、ペルタンは、従来から政府は必ずしも法律によらず命令によって支出の増額をおこなってきたのであるから、ここで議会が「あらかじめ法律によって承認されていない」支出の増額を禁止することは、政府との関係において議会の権能を弱めるものであると批判する。<sup>(7)</sup>しかし、この批判は提案の趣旨を誤解するものである。ペルスロは、この規定が成立すれば、以後、すべての支出の増額について法律の授權が必要であると述べている。<sup>(8)</sup>その場合、政府による増額提案も例外ではない。ペルタンは、知ってか知らずかペルスロ案の意味を「歪曲」し、問題をあくまで「議会の内部」に閉じ込めようとしているようにも見える。

第二もペルトンの批判であるが、提案は元老院との関係において代議院の権能を弱めるというものである。<sup>(9)</sup>この点については、ペルスロはあらかじめ、従来から新規の支出（財政法の成立）は両院の「合意」を条件としてきたのであるから、これに「既存の法律の承認」という条件を上乗せしたとしても、代議院と元老院の関係において「力関係の変動は生じないと指摘していた。<sup>(10)</sup>しかし、当時の予算議決制度の検討のところですでにみておいたように（一、四参照）、代議院と元老院は、法的には、前者の「先議権」の他は財政法について同等の権限を有していたとしても、まさにこの「先議」という事実の重みによつて、前者は「予算発案権」をまさしくトータルに行使したが、後者は「削減もしくは復活修正」という形でこれ行使した。かかる事実を前提とするならば、ペルスロ案が、元老院に対するよりも代議院に対してはるかに重い規制としてのしかかかってきたことは十分想定できる。その意味で、第一のものとは異なり、ペルトンの主張に根拠がないわけではない。

第三は、第二のものと多分に重複するが、（代議院にとつてとりわけ厳しい）発案権の制限を、なぜ法律という形式を取つて「元老院の意思」にかからしめるのかという点である。クロツツは次のように述べる。「この点について元老院は代議院と同じ権能を有していない。そこで私は、この我々の権能の制限を元老院の議決による承認にかけるということは、とりわけ危険であると考える……もし、我々の氣質を手直しすることだけが問題なのであれば、それは財政法においてではなく代議院規則においておこなわれるべきことである」<sup>11)</sup>。もともとベルスロ案は「代議院内部」の審議手続きに問題を限定するものではなかつた。ここでもクロツツらが執拗に問題の矮小化をねらっていることがよくわかる。

この日の審議時間も尽きてきたが、発言予定者はなお残されていた。予算委員会「総括報告者」ブードヌウらの要求によつて「翌日審議継続」がまず決められた。次にクロツツが要求したベルスロ案の「分離」(disjunction)が投票にかけられることになつた。この手続きは、法案の一部またはその修正案を後日審議のために保留するか否かを問うもので、クロツツとしては、おそらく「代議院規則による制限」に差し替える目的で「慎重審議」を求めたものと見られる。一方ブードヌウやベルスロの側は、これを否決することであくまでも「財政法による制限」を貫こうとした。投票の結果は「分離」賛成二五八、反対二六八でブードヌウ・ベルスロ側が支持された。<sup>12)</sup>しかし、それは僅差での辛うじての「勝利」であつた。さらにその内容を見ると、このような「苦しい勝利」がなぜもたらされたのかがよくわかる。表7をみると、急進派・急進社会主義派の共同提案者の「復返り」がその原因であることは一目瞭然である。その穴埋めは進歩共和派内の「ひきしめ」によつておこなわれたが、結果として、「分離」反対者はベルスロ案の共同提案者を下回つた。もともと共同提案者の中にはかなりの「動揺分子」が含まれていたようである。<sup>13)</sup>

ベルスロ案の「運命」はある意味ではこの時すでに決せられていたとも言える。

表 7

	ベルスロ案共同提案者中 「分離」反対票を投じた者 （共同提案者数）	「分離」反対投票者数	会派議員数
進歩共和派	一六〇（二七一）	一八六	二四七
急進派	一三（四五）	一四	九八
急進社会主義派	二（四）	三	五五
加担派	一六（一八）	二二	三三
王党派	一六（二二）	二七	四八
改憲派・旧ブーランジスト・ナシヨナリスト	二（三）	二	一七
反ユダヤ主義	一（三）	二	八
その他	六（八）	九	
計	二一九（二八六）	二六八	

J.O.Chambre, Debats, 1990.3.15, p.889, ·· Fournier, op. cit.より作成

明けて一六日の審議は、急進派議員エモン (Aimond) の「緊急提案」から始まった。彼は代議院規則の改訂案として次のような内容の提案をおこなった。

「一般討論開始後に提出された支出予算に関する修正または付加条項は、議院の審議に付されない。その他の修正は、各個別の予算に分割されて予算委員会の総括報告の対象となる。この報告は議院において、その結論について承認または拒否される。」<sup>(15)</sup>

フランス第三共和制における議会の予算権限とその改革(三)

要するに支出予算の修正はすべて予算委員会を通すこととし、本会議の場だけでこれを決めることはしないという提案である。

前日の「分離」投票（の否決）でベルスロ案の検討の継続が決まったことからすれば、この提案はいささか唐突であるが、エモンは実は、前日の審議の最後で「議院規則」の改訂案の用意があると一言述べていた。そして彼は、この日次のように提案の趣旨を述べる。「この提案は、昨日の「分離」に反対票を投じた人々の大多数の願いにもこたえるものである。彼らは、ベルスロの提案の文言そのものを支持することからそうしたのでなく、現時点で即座におこなうべき何らかの対応が存在すると考えたからそうしたのである。そして、この提案は、私を含めて「分離」に賛成した人々の願いにもこたえるものである。なぜならば、彼らもまた、代議院は規則に新しい規定を導入して、この長い予算審議を終了させ、代議院の重要な発案権の原理を侵害することなく、経費の承認についての議員発案の過剰に対する十分な障壁を設けることが必要であると判断しているからである」（傍点は引用者）。<sup>(16)</sup> 彼がベルスロ案では「発案権の原理」が守られないとして、その賛成者に「さらなる」寝返りをよびかけていることは明白である。

これに対してベルスロは当然反発した。自分の案を「挫折させるための術策」であるとこれを非難し、エモン提案の検討を予算法議決後に先送りすることを要求した。エモンの側はその提案の即時審議を要求してその可否を問う「緊急投票」動議を提出した。動議は採択され、投票の結果、二六七対二五八というこれまた僅差で審議入りが認められた。かくして実に「微妙な票の動き」によってベルスロ案は葬り去られることになる。改革には、議院規則、すなわち議院の内部手続の修正という枠がはめられることになった。この時の投票の内容も表8として示しておく。そこでは、前回以上に進歩共和派内部の「脱落」が顕著である。急進派・急進社会主義派の「離反」も相変わらずであった。その一方で、加担派・主党派の「糾合」も目だっている。もはやベルスロが自慢したような「虹のような多様な色合い」は消え、

この問題が議会内を左右の二つに、色分けする様相を呈してきた。すなわち、進歩共和派の主流と加担派を含めた王党派に対して進歩共和派の一部（決して少なくない。同派議員がいかに地方的「利益誘導政治」に深くコミットしているかの証左である）と急進派・急進社会主義派・社会主義派という従来からの「左右ブロッグ」の再現である。

表 8

	ベルスロ案共同提案者中エモン案の即時審議に反対票を投じた者（共同提案者数）	即時審議反対投票者数	党派議員数
進歩共和派	一四九（二七一）	一六八	二四七
急進派	一〇（四五）	一一	九八
急進社会主義派	二（一三）	二	七二
社会主義派	二（四）	二	五五
加担派	一八（一八）	三三	三三
王党派	二〇（二二）	四二	四八
改憲派・旧ブーランジスト・ナシヨナリスト	一（三）		一七
反ユダヤ主義	一（三）	一	八
その他	四（八）	八	
計	二〇七（二八六）	二五八	

J.O. Chambre, Debats, 1990.3.16. p916. Jolly.op.cit.:ournier, or. cit.,より作成

(未完)



(1) 当時、社会主義派は全体として議員の予算発案権の制限に反対であった。それは、すでに明らかにした「議会改革」の脈絡からいっても当然であった。ここで、なぜ、同派所属のベルスロが提案に立ったのか、その理由は定かではない。ただし彼は、一九〇二年の総選挙で敗北すると（この時彼を破って当選したのは、皮肉にも、「議会改革」論で健筆をふるっていた「自由政治学院」の教授シャルル・ブノワ・Benoist, Charles—であった）、元老院に急進派議員として「鞍替え」した。当時の院内会派の、実態の一端を伝えていて、興味深い。なお、ベルスロの経歴については以下参照。Joly, op. cit., Dictionnaire..., t.2, p. 576-7.

- (2) Cf., J. O. Chamble, Débats, 1900.3.15, p. 889.
- (3) Ibid., p. 890.
- (4) Ibid., p. 889-890.
- (5) Ibid., p. 893.
- (6) Ibid., p. 893.
- (7) Ibid., p. 889. 当時の代議院予算委員会の構成は、進歩共和派一四人、急進派五人、急進社会主義派九人、社会主義派四人（そのうちの一人がベルスロ）、旧ブーランジスト一人であった。Cf., J. O., Chamble, Documents, 1899, n°1158, p. 2467
- (7) Cf., J. O., Chamble, Débats, 1900.3.15, p. 895.
- (8) Ibid., p. 891.
- (9) Ibid., p. 896.
- (10) Ibid., p. 892.
- (11) Ibid., p. 893.
- (12) Cf., E. Pierre, Traité de droit politique électoral et parlementaire, p. 1077.
- (13) Cf., J. O., Chamble, Débats, 1900.3.15, p. 896.
- (14) ヘルタンは、ベルスロ提案に対する反対討論のなかで、次の用に皮肉っている。「議論されている修正の署名者二八三人（実際は二八六人—引用者）のうち、盗賊が何人見いだされることか」。Cf., J. O., Chamble, Débats, 1900.3.15, p. 893. そもそも、提案者のベルスロ自身、一九〇〇年度の予算審議の過程で、総額三〇〇万フランにのぼる三つの予算増額提案を行っ

つらなことが、ルタンによって暴露されてゐる。 Cf., Ibid., 894.

(51) Cf., J.O., *Chambre, Débats*, 1900.3.16, p. 901.

(51) Ibid.